

不動産オーナーや資産家から、資産承継や財産管理の相談を受ける皆様へ

先日開催しました「不動産信託セミナー」は大変ご好評をいただきましたが、その信託シリーズ第2弾をお届けします。今注目されているものの、仙台を含め地方都市では実際にはまだこれからの段階にある「家族信託」。これにより、承継対策や財産管理で今まで不可能だったことが可能になります。

なぜか一答えは簡単です。民法ではなく、まったく新しい発想で作り変えられた信託法という法律により、家族信託という名の「契約」で極めて自由な承継対策や財産管理が可能になったからです。

講師は、その理論と実務の第一人者。超多忙な講師ですが、ようやく仙台開催が実現しました。豊富な実績を類型化し、障がいを持つお子さんの将来に向けた福祉型信託や、ツボを押えつつ後継者にしっかり引き継ぐための信託など、事例紹介形式でわかりやすく解説します。その他にも「共有物対策」「遺留分対策」「認知症対策」「争続対策」「金銭贈与対策」等々、豊富なスキームが満載です。

「ここまでできる家族信託。100件以上の実績から編み出された、思いをつなぐ手法とは—」

共催：(株)アセットパートナーズ東北、CRC企業再建・承継コンサルタント協同組合

日時：平成28年9月23日（金）16時～18時

会場：仙台ガーデンパレス（仙台駅東口） 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 Tel. 022-299-6211

会費：無料

講師：河合 保弘（かわい やすひろ）

司法書士法人ソレイユ代表、企業再建・承継コンサルタント協同組合常務理事、宮城県亶理町観光親善大使。1993年、司法書士登録。東京都在住。

阪神大震災での経験から予防法務とリスクマネジメントを専門とする。信託法改正前よりこの制度に着目し、既に6年以上にわたり、様々な角度から活用法を研究。講演は常に年100回以上、専門書籍は20冊以上を出版。「法律は人を幸せにするためにあるべき」がポリシー。

このセミナーに参加して得られることは、

1. 家族信託の考え方と基本構造が理解できます。
2. なぜ不可能が可能になるのかがわかります。
3. 事例を通して家族信託の具体的なノウハウを学べます。

金融機関の皆様、不動産会社の皆様、税理士や弁護士、コンサルタントの皆様その他、資産承継や財産管理についてアドバイスをする立場の方々にとって、家族信託の仕組みを活用すれば、お客様が今まで求めているも実現できなかった願いや思いの多くが実現できます。そのお客様と一緒に参加されれば、なお一層の理解が深まります。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■セミナーのお申込み（先着50名限定） FAX：022-299-5188

貴社名		電話番号	
ご氏名	他 名	FAX 番号	

【お問合せ先】(株)アセットパートナーズ東北 事務局/木村
仙台市宮城野区小田原1-8-28 Tel. 022-299-1851

※頂いた情報は、当社の適切な運営・企画・改善およびお客様へのサービスのご提案の目的以外には利用いたしません。